

ロボット実用化・普及促進事業補助金に関するQ&A集（2020年度版）

1. 補助金の仕組みについて		
質問		回答
1-1	公募は先着順で採用されますか？	先着順ではありません。
1-2	既に開発が進行中の事業は補助の対象になりますか？	既に進んでいる事業は対象外です。 但し、事業を適切に分割して、交付決定後に開始する事業（改良、実証試験等）を計画することで、補助を受けられる場合があります。交付決定通知前に発生した経費は補助の対象になりません。また、交付決定通知前に発注（契約）を行うと補助の対象にならないので注意して下さい。
1-3	ひとつの開発業務を、複数の会社が分担して実施する場合、それぞれが応募することは可能か？	個々の会社が担当業務について申請することは可能です。但し、審査は個別に行うので、両方とも採択されるとは限りません。
1-4	複数の補助金申請を行っても良いですか？	雇用数が満たされれば、複数の応募も可能です。但し、雇用の重複のカウントはできません。 なお、予算を超える多数の応募があった場合には、1社複数の採択が審査で否定的な要素と判断される可能性が有ります。
1-5	「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」に参加するメリットは何ですか？	補助金、セミナー、企業間マッチングなどの、「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の事業のサポートを受ける前提となります。未参加企業は補助金の申請を行うことができません。
1-6	「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の参加申込書に、対象業種にチェックを入れる欄があるが、該当する事業が複数ある場合はどうするか？	該当する業種すべてにチェック入れてください。また、（別紙）補助事業計画書の業種欄にも、該当する業種をすべて記入して下さい。
1-7	補助金の申請額は、上限額（150万）に合致させる必要	上限額に合致させる必要はありません。例えば1人に雇用実績（又は計画）に基

	はありますか？	づき、上限額である150万ではなく、70万で申請することも可能です。
1-8	ロボットSIer事業に参入したいと考えている。そのためのロボット操作技術習得、ハンド開発技術習得等に要する費用は、補助対象となるか？	操作技術習得、開発技術習得のための人件費、ロボット等のレンタル費、ロボット講習費等は補助対象となります。
1-9	ロボットシステムを新しく開発したので、展示会に出展したいと考えている。そのための準備および出展活動費用は、補助対象となるか？	補助対象となります。詳しくは、ご相談ください。
1-10	ロボットシステムを新しく開発したので、拡販のためのホームページ作成、カタログの作成をしたい。この活動費用は、補助対象となるか？	補助対象となります。詳しくは、ご相談ください。
1-11	工場は兵庫県内にあるが、本社は県外になる。応募可能か？	本事業を主に行う事業所が県内にあり、県内での雇用・就業を予定していれば申請可能です。
1-12	3年計画の事業の1年目(2020年度フィージビリティスタディで実現可能性検証結果を出すことをゴール)とし、2年目の2021年度(ロボット設備完成)、3年目の2022年度(商品化して販売)とする事業の1年目としての申請はできるでしょうか？	1年目を一つのテーマとして完結(成果が目に見える)できるのであれば問題ない。

2. 雇用目標に係る質問		
	質問	回答
2-1	雇用目標に記載可能な新規雇用は正社員に限りますか？	正社員(直接雇用する、雇用期間に定めのない社員)の雇用が対象になります。本補助金でいう正社員とは以下の4つの要件をすべて満たす者のことをいいます。 ①期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。 ②派遣労働者でないこと。 ③1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所

		<p>定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。</p> <p>④労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。</p>
2-2	派遣社員を受入れた場合や、アルバイト・パートの採用は新規雇用になりますか？	<p>派遣社員の受け入れは雇用にはなりません。</p> <p>アルバイトやパート社員の採用も、補助事業の新規雇用とは認められません。</p>
2-3	勤務日数の少ない社員の採用は新規雇用になりますか？	<p>既に正社員として雇用している人と同じ日数の以上の勤務であることが必要です。</p> <p>例えば、既に週3日勤務の正社員を雇用されている会社では、同じ日数以上勤務する方の採用が新規雇用と認められます。</p>
2-4	<p>アルバイト・パート社員の正社員転換は新規雇用になりますか？</p> <p>派遣社員を正社員として雇用した場合は新規雇用になりますか？</p>	<p>新規雇用としてカウントできます。</p> <p>新規雇用としてカウントできます。</p>
2-5	新規雇用者は補助事業に従事する必要がありますか？	<p>補助事業に関係して新規雇用者が採用されることが必要です。新規雇用者が、直接補助事業に従事する必要は有りませんが、関係性（例えば、補助事業に従事する社員の従前の業務を担当するなど）の説明ができることが必要です。</p> <p>全く関係性のない場合は、雇用数としてはカウントできません。</p> <p>不明な場合は個別にお問い合わせ下さい。</p>
2-6	新たに役員に採用した場合、新規雇用になりますか？	役員（取締役）は、被雇用者ではないので、雇用とは認められません。
2-7	新規雇用（例えば2名）した一方で、以前からの社員が退職（例えば1名）した場合の雇用人数は？	<p>新規雇用の人数が雇用者数となります。（退職者を差し引く必要なし）</p> <p>例でいうと、2名の雇用となります。</p>
2-8	雇用人数としてカウントした人が、別の事業所に転出した場合は問題無いか？	一定期間補助事業との関係性が説明できる状態にあった後の転出であれば問題無い。
2-9	雇用人数に外国籍の従業員をカウントできますか？	正社員として採用したのであればOKです。
2-10	新規採用者は、兵庫県在住が必要でしょうか。	勤務先が兵庫県内であればOKです。

3. 経理的なことに係る質問		
	質問	回答
3-1	申請時に見積を添付することになっているが、どこまでの項目に必要か？	見積書は補助事業の主な経費項目について添付いただくのが望ましい。価格表でも可。事業の経費額の妥当性を判断する目的で見ます。
3-2	ロボットを導入する場合に、自社で開発する周辺機器の材料・部品の購入費は補助対象となりますか？	補助対象の事業費（材料費）です。 ただし、当該機器を完成状態で購入する場合には補助対象外の事業費（備品費）とみなされます。
3-3	複数年に渡るリース期間のリース料を事業費として計上可能か？	交付決定通知～事業終了までの期間のリース料が事業費として計上できます。
3-4	ロボットを導入する場合、ロボットのメーカーからロボットの使い方を指導してもらう費用は何になりますか？	補助対象の事業費（外注費）となります。但し、見積書、請求書等の書類で指導に関わる費用が特定できる必要があります。 ロボット本体の費用と区別できない場合には、補助対象外の事業費（備品費）として取り扱います。
3-5	交付決定後に事業の予算配分が変更になった場合はどうなりますか？	速やかにNIROに連絡して「補助金交付決定内容変更承認申請書」を出してください。ただし、経費（区分）間の配分額のいずれか低いほうの20パーセント以内の変更をする場合で事業内容の変更を伴わないものを除きます。
3-6	補助事業に必要な研修の参加費用は補助対象の事業費になりますか？	補助対象の事業費となります。教育を外部の業者に委託するので、外注費となります。
3-7	人件費の計算方法、認められる範囲を教えてください。例えば、賞与の取り扱いはどうなりますか？	実績報告の際には、人件費額は健保等級により決まる時間単価に、補助事業への従事時間を乗じて人件費を計算します。賞与がある場合には、賞与ありのケース用の時間単価を使用します。 なお、交付申請の段階では、月例賃金+賞与の月割り分を1カ月間の人件費とみて、当該社員の従事時間を考慮して人件費を算出しても構いません。
3-8	クレジットカードによる支払は認められるか？	原則的には認められない。 ただし、インターネットでの購入等でクレジットカード払いでなければ支払いで

		<p>きない場合は認める。この場合、会社名義のクレジットカードを使い、以下の証憑を残してください。</p> <p>① クレジットカード支払い時の控え</p> <p>② カード会社からの請求明細</p> <p>③ カード会社への振込証明</p>
3-9	従業員による費用の立替払いは認められるか？	原則として立替払いは行わず、企業として費用を支出するようにしてください。
3-10	国内/海外ネットショップでの物品購入では見積書(社印のあるもの)の入手が困難です。	インターネット等の価格提示に関しては、価格表示画面のコピーを見積書としてください。
3-11	見積依頼をメールで行ってよいですか？その場合の証憑はメールを印刷したものでよいですか？	<p>見積依頼をメールで行うことはOKですが、見積書は押印された書面で受領しその書面を証憑としてください。</p> <p>見積を依頼する場合は、方法によらず（メール、書面とも）、必要な情報（引合品名称、仕様、引合数量、取引に関わる諸条件）がきちんと記載されているようにお願いします。</p>
3-12	例えば9万円（10万円未満）のパソコンは税法上資産ではないが、これを10台購入した場合の90万円は、補助対象の経費となるのか？	<p>パソコンのように単独で機能を発揮し、補助事業とは別の目的で使用できる機器については、10万円未満であっても補助対象外の事業費（備品費）として扱います。</p> <p>扱いが不明な場合は、個別に問い合わせてください。</p>
3-13	ソフトウェアの扱いは？	パッケージソフトを購入する場合は補助対象外の事業費（備品費）として扱います。ソフトを開発する場合には補助対象の事業費（外注費）として扱います。パッケージソフトをカスタマイズする場合には、パッケージ分とカスタマイズ費用に分けて、それぞれ備品費、外注費となります。